主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

弁護人勅使河原直三郎の控訴趣意並びに同弁護人の陳述した被告人名義の控訴趣 意は別紙記載のとおりである。

弁護人の控訴趣意のうち擬律錯誤を主張する点について

被告人の控訴趣意のうち前段について

所論は原判決の罰金刑を体刑にして、その執行猶予の宣言を求めるというのであるが刑法第十条の規定に照し鑑みるに右は被告人に利益である処分を覆し其の不利益に原判決を是正せしめんとする結果になるので前段説示の理由により斯る控訴理由は許すべからざるものである、論旨は理由がない。

弁護人の控訴趣意のうち量刑不当の主張並びに被告人の控訴趣意のうち後段について

記録を精査し、所論の事情を参酌し、被告人の本件犯行の動機、態様、経歴、その他諸般の情状を斟酌して考察するも原審が本件につき被告人に対し科した刑が重きに過ぎるものとは認められないから論旨はいずれも理由がない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条に従い、本件控訴を棄却すべきものとし主文の とおり判決する。

(裁判長裁判官 大野正太郎 裁判官 松村美佐男 裁判官 蓮見重治)